

情報通信審議会 総会（第52回）議事録

1 日時 令和7年2月3日（月）13：00～14：14

2 場所 第1特別会議室（Web会議併用）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

遠藤 信博（会長）、高田 潤一（会長代理）、浅川 秀之、
石井 夏生利、伊丹 誠、市毛 由美子、内山 隆、大柴 小枝子、
大橋 弘、加藤 寧、閑歳 孝子、桑津 浩太郎、甲田 恵子、
小島 隆洋、竹内 健蔵、丹 康雄、東條 吉純、長谷山 美紀、
藤井 威生、増田 悅子、横田 純子（以上21名）

（2）総務省

阿達 雅志（総務副大臣）、竹内 芳明（事務次官）、
今川 拓郎（総務審議官）、

（国際戦略局）

竹村 晃一（国際戦略局長）、山崎 良志（官房総括審議官）、

（情報流通常行政局）

豊嶋 基暢（情報流通常行政局長）、玉田 康人（官房総括審議官）、
下仲 宏卓（官房審議官）、内藤 新一（地域通信振興課長）、
牛山 智弘（郵政行政部長）、

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、吉田 恭子（総務課長）、
大村 真一（電気通信事業部長）、
飯村 博之（電気通信事業部事業政策課長）、
荻原 直彦（電波部長）、中村 裕治（電波部電波政策課長）、

（サイバーセキュリティ統括官）

山内 智生（サイバーセキュリティ統括官）

（3）事務局

田邊 光男（情報通信政策課長）

4 議題

(1) 質問案件

① 「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」について

【令和7年2月3日付け質問第29号】

② 「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」について

【令和7年2月3日付け質問第30号】

(2) 答申案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け質問第28号】

(3) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

開　　会

○遠藤会長 　皆様、こんにちは。大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまから、情報通信審議会第52回の総会を始めさせていただきます。本日は、ウェブ会議とのハイブリッド形式にて会議を開催してございます。

現時点で、委員30名中19名の方が御出席をいただいてございまして、定足数を満たしてございます。

会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただいてございます。

また、本日は審議の終了前に、阿達総務副大臣から御挨拶をいただく予定となってございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、諮問事項2項、答申事項1件、そして報告事項1件でございます。円滑な議事進行について御協力をいただけすると幸いでございます。

(1) 諒問案件

① 「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」について

○遠藤会長 　まず初めに、諮問第29号「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」につきまして、総務省から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○内藤地域通信振興課長 　総務省でございます。それでは、1件目の諮問事項でございます「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」について、資料52-1-2に基づき説明をさせていただきます。

表紙の次のページにお進みください。諮問概要でございます。皆様も御承知のとおり、日本の地域社会・経済は、少子高齢化と人口減少による働き手不足や市場規模の縮小、頻発する自然災害や老朽化するインフラなどの様々な課題に直面しております。

2ページの左上にございますように、少子高齢化の進行によりまして、日本の生産年齢人口は、2020年から2050年にかけて約26%、約2,000万人減ると推計されてございます。これに伴いまして、働き手の減少による人手不足や、消費活動の減少による市場の縮小という、構造的課題に直面することが予想されております。

また、左下にございますように、首都直下地震や南海トラフ地震については、今後30年以内にそれぞれ70%程度から80%程度の確率で発生すると予測されており、一方で、これに対するインフラというものについては、老朽化によって、維持管理というのも大きな課題となっております。

こうした課題につきましては、地方においては人口減少、一般的な傾向に加えまして、若者の都市部への流出によって過疎化がさらに進み、市場の縮小、それに伴う財政規模の縮小といった形で、構造的な課題がさらに増幅されてしまう位置づけになっており、既に深刻な課題となりつつある状況であります。

こうした状況下、政府におきましては、右上にございますが、新しい地方経済・生活環境創生本部を設置いたしまして、地方こそ成長の主役との発想に基づきまして、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策の検討を開始し、昨年12月には、地方創生2.0の基本的な考え方におきまして、デジタル技術の徹底活用も5本の柱の1つに掲げているという状況になってございます。

具体的にはデジタル・新技術を活用した付加価値創出などの地方経済の活性化、情報格差ゼロの創出などによって、地方におけるデジタルライフラインやデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげるということを掲げております。

現在でもAIやドローン、自動運転などの新技術によりまして、地域の主要産業である農林水産業や、地域の生活を支える移動手段の担い手不足、災害時の孤立地帯の対応などといった地域課題を解決すべく取組が進められているところでございますけれども、地方の厳しい状況に鑑みれば、今後は生成AIなども含めた新しい技術の活用も視野に入れつつ、こうした取組を一層加速していく必要がございます。

1ページに戻っていただきまして、諮問概要の3パラグラフ目を御覧いただければと思います。こうした状況下におきまして、地域社会・経済を維持・発展させ、地域住民の生活を支えていくためには、AIを含むデジタル技術の徹底活用により、地域課題を解決する地域社会DXに取り組み、さらにはイノベーションにより付加価値を創出していくことが求められるところでございます。

こうしたデジタル技術の担い手というものは、基本的には、スタートアップも含みます企業でございまして、こうした企業が地域のニーズに即した事業展開をできるよう支援していくことが、地域社会 DX を推進していく上でも重要となると考えられます。具体的には、例えば地域におけるスタートアップの起業支援、スタートアップを含みます企業が有する A I を含む新技術の地域課題とのマッチングの強化、地域において成功事例となり得るプロジェクトの社会実装や成功事例の横展開の支援によりまして、新技術の活用による地域社会解決を面的に波及させていくことが期待されております。

このため、諮問概要の一番下にありますとおり、日本の地域社会・経済を取り巻く状況、近年、目覚ましい進歩を果たしている A I を含むデジタル技術の最新動向を踏まえて、地域社会 DX の推進に向けた国の政策の在り方について諮問を行うものでございます。

スケジュールといたしましては、今月 2 月から御審議いただき、本年夏頃に答申をいただけますよう御審議をお願い申し上げたいと存じます。

本件諮問の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、皆様のほうから御意見、御質問をいただければと思います。いかがでございましょうか。

本件はまさに御説明いただきましたけれども、人口減少という非常に大きな課題を我々持ってございまして、資料の中にも示してございますけれども、現状 15 歳から 64 歳までの方が 7,500 万から 5,500 万ぐらいまで減ってしまうということでございまして、そういう意味で非常に大きなインパクトがあると。そのような中で、DX がどういうコントリビューションができるのか、また、さらには人口が減っても、GDP 含め、我々のグローバルでのリーダーシップというのが整わないといけないということが現状だと思います。

日本は、食料も資源もない国でございますので、グローバルコントリビューションというのは非常に大きな、重要な課題であるわけですけれども、そのためにどのような価値創造力を持つべきなのか、そのために DX はどのような役目を果たすべきなのか、そして地方は、その中でどうあるべきなのかということの議論が必要だというふうに思いますが、皆様のほうから、何らかの議論に対する御指摘等ござりますと大変幸いでございます。

それでは、大変貴重な機会なので、まず、内山委員からいただけますでしょうか。

○内山委員 純粋に質問としてお伺いしたいのは、恐らく両方ということにはなると思
いますけれども、どちらかといえばB to B的な色彩を強く検討するのか、あるいはB
to C的な色彩、あるいは産業用あるいは民生用、いろんな区分けがあると思うんです
けれども、どちら側にウエイトを置いた議論をすることが望ましいでしょうかという形
で御質問させていただきたいと思います。

○遠藤会長 ありがとうございます。事務局いかがでしょう。

○内藤地域通信振興課長 現時点ではB to CかB to Bかというところはあまり焦点を
定めておりません。地域課題解決といった面では、確かに企業自体のDXに関わるもの
から、住民サービスに当たるものまでありますし、地域課題をDXによって進めている
という観点の中には、現時点においてはどちらもあり得るという形かなと思っておりま
す。

ただ、単に自治体がユーザーであるといったもの以外のものも含めて、地域課題、社
会の課題を解決する企業の取組を推進するという形で考えたいと思っております。そ
ういう意味で、B to BかB to Cかという形で切っているわけではないということで御
理解いただければと存じます。

○内山委員 ありがとうございます。

もう1点、少し角度を変えてお伺いしますけれども、ここで言うその地域課題につ
いて、何か具体的にこうだというリストであったり、あるいは検討すべき具体的な事象と
いうのは、何か整理されているのでしょうか。

○内藤地域通信振興課長 こちらについては、今日の資料にはつけておりませんけれど
も、政府で、自治体に対する地域課題についてのアンケート調査などを行ったものがご
ざいます。

そういった中では、都市部と地方における地域課題の捉え方が違うんですけれども、
いずれも創業の支援であったり、人手不足、あと地方においては、農業の担い手不足対
策ということで、スマート農業というものが比較的ニーズが高いということになってお
ります。その辺も地方のニーズというものを踏まえて、今後の具体的な審議を進めてま
いりたいと存じます。ありがとうございます。

○内山委員 どうもありがとうございました。とてもイメージが湧きましたので助かり
ます。ありがとうございます。

○遠藤会長 ありがとうございます。閑歳委員はいかがでございましょうか。

○閑歳委員 私は株式会社で事業とA I の推進を担っているのですけども、去年、輪島に実は私個人として災害の場へボランティアに行ったのですが、やはりなかなかその場所においてはまだD Xとか使われていない、本当に泥をかき出すような作業ですとかということが中心になっていて、私どもが持っているような技術的なものですとか、A I ・新技術というものがどういうふうにそこに貢献できるかということを考えおりました。

ここに書かれているような、自動運転ですとかいろんなこともあるとは思うのですけど、自然災害のリスク、目の前で起こっているものですとか、経験が一番日本は豊富だと思いますので、その点をぜひ推進していければというような議論ができればなというふうに考えております。

以上です。

○遠藤会長 ありがとうございました。

ウェブで御参加の方から御発言の希望がございますので、まず、先に桑津委員から御意見いただけますか。

○桑津委員 桑津でございます。どうもありがとうございます。

テーマの設定としては非常によい設定だなと。少子高齢化は10年前からやっていて、D Xも10年前ということで、ある意味1回は指摘されたことなのですが、ここにお書きになられているように、本当にその状況がある意味、その限界点に近いのじやないかと素人目には見えるぐらい厳しい状況になってきています。

そういう面で、昔検討したからというのではなくて、改めて、地域視点で見直すというのは、非常にいいかなと思いました。これが1点目です。

2点目が、やはりこの赤字にも書いているのですけど、大胆な規制制度改革的なものまで挙がっているわけとして、ここを前回訳があつてできなかつたよというところをあえて踏み込んでいかがかなというふうに思いました。例えばですけど、高精細映像のリアルタイム伝送による自動運転バスというのがここに書かれているわけですけれども、いろいろな各地方の状況を見てみると、自動運転バスというのは恐らく、非常に小さい車になると、台数が増えると。それによって便数が、利便性が高まりながらも、いわゆる運転士の方の労働人口、労働コストがそこまで増えない。だから、利便性が上がるのだという方向感だと思うのです。

その中で、私なんかが以前体験したところでは、車が小さくなると、バス停というの

は、駅前以外は要らないだろうと。乗っている人が好きなところを指定して降りたらい
いというような議論になるわけですが、とすると、いわゆるバスという概念がおかしく
なると、バス停で降りないとバスじゃないよみたいな話があつたり、今までの枠組みと
は少し変わったところが出てくるということで、ここに書かれているとおりで、地方視
点で一度は検討したけど、訳あって見送ったというところでも、改めて大胆に制度や規
制等を絡めたところを、より分かりやすい形でお示しすることができれば非常に有意義な
ものになるんじゃないかなと思いました。

以上です。

○遠藤会長 大変貴重な御指摘ありがとうございました。ぜひこの議論の中で検討をして
いただければと思います。

もう一人、ウェブから御意見を希望されている方がいらっしゃいます。甲田委員、お願
いできますか。

○甲田委員 お世話になります。資料を拝見しました。

私どもA s M a m aでは、全国でシェアリングのものとか子供の送迎とか移動とか御
近所同士で頼り合うことを、アプリを通じて実現するということをいろいろな自治体と
御一緒させていただいているので、まさにこの人口減少下において公共交通が減ってい
ったりとか、お店そのものがなくなつたりとかという、地方の生活不便というの
を目の当たりにしながら、それをD Xで改善していくという取組をしているものでござ
ります。

人口が減っていくから、確実にそれが不便に直結するかというと、日本と大して面積
は変わらないフィンランドという国では550万人しかいないのに、幸福度ナンバーワ
ンというところでは、かなりI Tの進化だとか在宅勤務が一般的になつたりとかと
いうところがあるので、2,000万人減ることがイコールもう即座に大変みたいなこ
とではなく、やはりしっかり対策をしていくことで生活不便を下げていかないと
とかなというふうに思っています。

一方で、地方に行けば当然高齢化というところが都心よりも一歩も二歩も先行してい
るというところと、自治体と連携をするときに、D Xの浸透を専門にした主管部門とい
うのがないんです。なので、我々が地方創生的にまちづくりに取り組んでいくときにも、
子育て支援とか産業振興とか地域活性化ということの主管はあっても、それに付随する
アプリをしっかり自治体の中心になって広げていくんだというところの主体性が非常に

弱いというか、それはもう勝手に受託している民間さんでやってくださいよというまではいかなくても、何をどう広げていったらいいのか分からぬ。

むしろ、高齢者だからデジタルを使えないよね、使わなくていいよねといったような姿勢さえ見られるところがあるので、そこはしっかり何か自治体のところにもこういったDXを浸透させる部署を置くとか、浸透させる上でもしっかりと国から予算をつけていくとか、何らかのそういった措置がないと、まだしばらくデジタルネイティブな人たちがマジョリティを占めてくるまでには時間がかかるので、その部分の過渡期を乗り越えていくための施策というのを出していく必要があるのではないかなどというふうに思っております。

以上です。

○遠藤会長　　これも大変貴重な御意見いただきました。日本では、特にDXの発展というものが非常に遅れているというのが現状だというふうに思います。

そういう意味では、まさに今非常に大きな課題を抱えている地方という視点で、このDXというものが本当に価値をつくるものだという観点から、活発に使われることが重要で、まさに今回の議論の中心になるべきものかなという気がいたしました。

ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの御説明を了承し、本件諮問の審議を進めることとさせていただきたいと存じます。

本件につきましては、基本的かつ総合的な政策に関する調査審議であることから、情報通信審議会議事規則第11条第9項の規定に基づき、情報通信政策部会に付託をしてまいりたいと思います。

情報通信政策部会の構成員の皆様方におかれましては、精力的な調査審議をいただきたいと存じます。

②「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」について

○遠藤会長　　それでは、続きまして、諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」につきまして、総務省より御説明をいただきたいと思います。お願ひいたします。

○中村電波政策課長　　それでは、諮問第30号ということで、お手元の資料52-2-

2に基づきまして、御説明をさせていただきます。総務省の電波政策課長でございます。よろしくお願ひいたします。

資料、1ページ目でございますが、申し上げるまでもなくあらゆる場所、それから分野におきまして、この電波の利活用というものが進展をしてきている状況でございます。

具体的には、ドローンの普及ですとか、あるいは海におけるローカル5Gの実用化、それから、宇宙で申し上げますと衛星コンステレーションの実用化発展といったようなところが挙げられますし、また、分野ということで申し上げましても、モビリティ、農業、医療、製造といった分野におきまして、電波は非常に重要な役割を果たしてきているというところでございます。

このように、イノベーションですとかあるいは新たなマーケットの創出、それから安全安心の確保といった点におきまして、この電波がインフラといったしまして、非常に大事な役割を果たしてきているというところでございます。

他方、電波は有限希少な資源でございますので、電波の利用ニーズ、あるいは電波に関する最新の技術トレンドといったようなことも踏まえまして、周波数の割当て、あるいは周波数の移行・再編・共用といったようなことをいかにタイムリーに、効率的に進めしていくかといったことについての検討が不可欠でございます。

こうした背景の下、本日、この審議会に対しまして、社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方につきまして、諮問をさせていただくものでございます。

2番目、検討事項につきましてはその次のページでまた少し詳しく御説明をさせていただければと思います。

3番目、スケジュールでございますが、諮問の後、今年の夏頃から順次、一部答申のほうをお願いできればというふうに考えてございます。また、体制といたしましては、電波に関する技術のトレンド、あるいは技術的条件といったようなことと一体的な審議が必要であるというふうに考えてございますので、情報通信技術分科会での審議、これを希望させていただくものでございます。

その次のページ、2ページ目、御覧をいただければと思います。想定される主な検討事項でございます。

(1) といたしまして、まずやはり電波の利用状況、ニーズ、それから技術トレンドを勘案いたしまして、中長期的にこの電波の有効利用の推進に関する基本的な方向性について、御議論いただく必要があろうかと思ってございます。

また、そのほかに具体的な事項といたしまして、例えば2番、免許制度等でございますが、より簡素で柔軟かつ迅速な免許制度の在り方について、あるいは無線従事者資格制度の在り方、こういったようなことについて御検討いただければというふうに思ってございます。

また、周波数の割当てに関してでございますが、逼迫するこの電波の利用状況、これを踏まえまして、いかにして比較的空いている高い周波数帯を活用していくのかといったようなこと。さらには、共用技術の進展といったようなことも踏まえました、新しい周波数割当ての手法といったようなことにつきましての御議論を頂戴できればというふうに思ってございます。

また、その次、無線利用ビジネスについてでございますが、例えばインフラシェアリングといったようなことも含めまして、より効果的、効率的なワイヤレスインフラの整備の在り方、さらには、宇宙ビジネスのように新たな電波利用産業をいかに支援していくのかといったような観点も重要かというふうに思ってございます。

また、利用の環境についてでございますが、電波の利用状況の変化といったようなことも踏まえまして、I o TですとかM 2 Mといったようなシステムの進展、これに伴いまして、例えば意図せず発射される電波による混信などの増加に対応するための電波監視の在り方、あるいは人体に対する電波の安全性に関する研究の方向性といったようなことにつきまして、御議論を頂戴できればというふうに思ってございます。

また、その他といたしまして、電波法に規定されてございます電波利用料の使途の在り方、こういったようなことにつきましても、引き続き重要な課題になってくるのかなというふうに思っているところでございます。

簡単でございますが、事務局から以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○遠藤会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関して皆様から御意見、御質問を賜りたいと思います。いかがでございましょう。

小島委員、何か御意見ございますか。

○小島委員 御説明ありがとうございます。この後に参考というところでいろいろ例みたいのが書かれているかと思いますけれども、これを見てみると、H A P Sですとか空飛ぶクルマですとか、電波だけの話ではなくてそういった周辺のものとの連携みたいなものも視野に入ってくるのかなと思いますが、その辺について何か現時点でお考えがあ

れば御説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○中村電波政策課長　　ありがとうございます。まさしく電波はインフラでございますので、これをいかに効率的に使っていただくのかというような点、非常に重要な御指摘なのがなというふうに思ってございます。

そういう意味でも、例えば先ほど申し上げましたワイヤレスビジネスといったような観点で、新しい市場の創出、あるいは皆様の課題の解決にいかにこの電波を役立てていくのかといったような視点も含めて、御議論を頂戴できればというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○遠藤会長　　ありがとうございました。長谷山委員、何か御意見いただけますか。

○長谷山委員　　小島委員のご質問の視点とそれに対する中村課長のご回答は、大変に重要なポイントと思います。インフラを幾ら整えてもその上に新たなサービスが展開されなければ、国に富がもたらされないと私も思います。

そう考えると、資料5 2-2-2 3ページの（参考）に記載されている内容が大変に大切で、少子高齢化により生産年齢人口が減少している上に、その生産年齢人口の分布が年齢が高い層に偏っていることが既に示されています。

また、NRI 社が公開するデジタルケーパビリティインデックスでは、都市部と地方部の格差が開いていることが数値根拠をもって示されています。そして、皆さんにおっしゃったように地域の人口は減り、都市部の人口が増加したとのニュースが先日出たところです。

このような現状にあって、この戦略を見たとき、どのような社会がこの先に生み出されてゆくのか、この参考の中に予見されるものが描かれているのだと思っています。そうでなければ、Z世代後半からα世代が社会に出たときに、新しい社会の実現のために活躍してもらうことができません。ディープラーニング協会が、会社に、10%のデジタル人材をつくり出せる人がいたとしても、デジタルに理解がない社員が多ければ、それが阻害要因となりDXは起こらないと述べています。

私自身も含め、ここにいる皆さんが、10年後にZ世代後半とα世代を受け入れたとき、ここに書かれた新しい技術や社会を実現する彼らのアイデアを理解し、実現に挑戦することができる社会構造にしておかないと、いくら高度なインフラを作ってもインフラがインフラのままになるのだと思います。AIの研究者からの意見です。

以上です。

○遠藤会長 大変ありがとうございます。まさに今、日本が抱えている問題の一つであろうかと思います。この第2番目の諮問に関しては、電波という観点でのインフラでございますけれども、電波とDX、これは非常に関わりが強いわけで、いずれにしましても、これらのプラットフォームをいかに価値に変えていくかということに関してのアクセラレーションをするための仕組み、そういうものを含めて、今回の諮問に対する御議論をいただければなというふうに思います。

ウェブのほうから何かございますか。

○甲田委員 As Mamaの甲田でございます。

まず、いつでもどこでもスピードィーに使えるというところが、地方に出張に行くとあっちこっちで正直使えません。電波はそもそもないというところもそうですし、日本の中だと、例えば厚生労働省の記者クラブでさえWi-Fiが飛んでいないみたいな、その辺をどれぐらい総務省のほうで把握されているのかというところが1点目です。

まずは日本中どこでもきちんと電波が使える状態であると、インターネットが使える状態であるということを即日やらなければ、これだけ人口が減ってきて、DX化を浸透させようと言っているときに、ここ電波が飛んでいませんみたいなことって本当に多いんです。なので、本当に喫緊の課題だとそこは思っています。

2点目が、やはり日本はすごく災害大国で、また、いつどこで災害が起こるか分からないと南海トラフも含めて言われている中で、毎回毎回災害が起こるたびに、電波が逼迫していて使えません、つながりませんという状態が起こっているではないですか。これをもう学びにして、次からはそうは起こらないということを実現する、早期に実現するために、次に、大災害が起ったときに、また、同じ状況を繰り返さないために、今どういうことが行われていて、いつになったらそれが起こらない状態になるのかというところのマイルストーンがあれば教えてください。

以上です。

○遠藤会長 ありがとうございました。

そう簡単に答えられるご質問かどうか分かりませんけれども、現状を含めて御説明いただければと思います。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりまだまだ地域によっては電波、携帯電話ですかWi-Fiが使えないといったような状況もあろうかなというふうに思ってございます。我々も正直申し上げまして、そこまで全て現状把握できて

いるわけではないというところかなというふうに思ってございます。

当然、インフラ整備の在り方、官民の役割の在り方といったようなことも含めての議論が必要になってくるのかなというふうに思ってございます。

また、災害時におけるこの電波の利用ということにつきましても、昨年の能登の反省といったようなことも含めまして、あるいはこれまでの災害における、ノウハウの蓄積といったようなことも含めまして、引き続き、ワイヤレスインフラの強靭化、これに努めていく必要があろうかなというふうに思ってございます。

携帯電話につきましても、何年までに全ての自治体の庁舎において5Gが使えるようになりますといったような目標を幾つか立てているものもあるところでございます。

引き続きこういった目標の設定も含めて、御議論、御検討を頂戴できればなというふうに考えてございます。

○遠藤会長 ありがとうございます。貴重な御指摘ありがとうございました。

今の御指摘はまさに日本全体が価値創造する上でも、生活をより豊かにする上でも重要なポイントでございまして、周波数のアロケーションという以上にそのカバレッジですよね、カバレッジを増やすための方法論というものを、御議論の中に入れていただいて、どこかで小さいカバレッジが必要になった場合でも、それが簡単にまたは臨時にでも取りあえず使えるという仕組み、そういうものを含めて、用意できる形にしていくことが大変望ましいと思います。

今、御質問・御指摘いただいた観点含めて、その用意の方法も含めて御議論の対象としていただけだと大変ありがたいと思います。大変ありがとうございました。

それでは、皆様の御意見をいただいた中で、これらを含めて本件諮問の審議を進ることとさせていただければと存じます。

本件につきましては、情報の電磁的流通及び電波の利用の技術に関する政策に関する重要事項の調査審議であることから、情報通信審議会議事規則第10条第4項の規定に基づきまして、情報通信技術分科会に付託をさせていただきたいと存じます。

情報通信技術分科会の構成員の皆様方におかれましては、ぜひ精力的に調査審議をいただければと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

(2) 答申案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

○遠藤会長 それでは、続きまして、答申案件について審議をさせていただきたいと存じます。

諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」につきまして、審議をさせていただきたいと存じます。

本件につきましては、電気通信事業政策部会及び通信政策特別委員会におきまして精力的に調査審議をいただき、このたび答申案を取りまとめていただいてございます。

本日は、電気通信事業政策部会部会長代理の大橋委員から御説明をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。

それでは、「市場環境変化に対応した通信政策の在り方」の最終答申（案）の概略について、ただいま御紹介いただきました電気通信事業政策部会の部会長代理である大橋から、説明をさせていただきます。

本件は、令和5年8月28日に、総務省より情報通信審議会に諮問されたものでございまして、電気通信事業政策部会に付託され、新たに設置した通信政策特別委員会において調査検討を進めてきたものでございます。

通信政策特別委員会における議論を踏まえて、昨年2月に第一次答申を取りまとめましたが、今回最終答申（案）では、その第一次答申において、「今後更に検討を深めていくべき事項」として整理した事項について、委員会の下で開催した3つのワーキンググループにおける専門的な議論や関係事業者へのヒアリングも踏まえて、昨年11月に委員会として最終報告書を取りまとめたものでございます。

これを踏まえて、電気通信事業政策部会において意見募集を実施し、先週1月28日の部会において最終答申（案）を取りまとめましたので、本日御報告をさせていただきます。

お手元資料52-3-2が最終答申（案）の本体でございます。表紙の次に目次がございますので、こちらに沿って、全体の構成について御説明をさせていただきます。

まず、「I」では、検討の経緯や検討の基本的な考え方について触れさせていただいている。

「II」では、ユニバーサルサービスの確保の在り方について、誰もが取り残されずに通信サービスが利用できる環境を確保するという観点から、電話、ブロードバンド双方に最終保障提供責務を新設することなどについて提言しております。

「III」では、公正競争の確保の在り方について、NTT東西の経営の自由度向上の観点から、業務範囲の規制緩和などについて提言をしております。

「IV」では、国際競争力の強化の在り方として、今後、研究開発や海外展開などにおいて、官民連携を図っていくことなど、グローバル市場の獲得に向けた取組の方向性として提言をしています。

「V」では、経済安全保障の確保の在り方として、NTTが保有する通信インフラの公共的な役割に鑑み、NTTに対する外資総量規制は維持することが適当としております。

「VI」では、これらの整理等を踏まえて、NTTに関する規律の担保措置等の在り方について提言しております。

そして最後に、今後総務省において実施すべき事項として、今回、最終答申（案）で整理された結果などを踏まえて、総務省において速やかに制度整備を行う事項を取りまとめたものでございます。

なお、最終答申（案）の概要については、資料52-3-1にまとめており、こちらについて事務局から御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○飯村事業政策課長 事業政策課長の飯村でございます。

それでは、資料の52-3-1に基づきまして、最終答申（案）の概要を説明いたします。

1ページ目です。本件は、先ほど大橋部会長代理の御説明のとおり、2つのステップに分けて検討を行ったものでございます。

まず、第1ステップでは、NTTの研究開発に関する責務の廃止など、「速やかに実施すべき事項」が提言をされ、それらは、昨年4月の改正NTT法で措置をしたところでございます。

そして、今回の第2ステップでは、ユニバーサルサービスの確保など、「今後更に検討を深めていくべき事項」とされた5つの事項について、最終答申（案）として取りまとめたところでございます。

2ページ目、その最終答申（案）の構成ですが、5つの柱がございます。ユニバーサ

ルサービスの関係については、ブロードバンドと電話に分けて整理をし、公正競争、国際競争力、経済安全保障、それからN T Tに関する担保措置等も、資料に記載の観点から整理をしているものでございます。詳細は次のページ以降で説明をいたします。

3ページ目は、ブロードバンドのユニバーサルサービスの関係でございます。

本資料では、上段の枠囲いで現状と課題を記載し、中段以降で最終答申（案）における取組の方向性を記載しているものでございます。

ブロードバンドの課題は、未整備地域の解消と自治体が設置している公設光ファイバの民設移行の2点ございます。

この解決には、電話と異なって提供者がいない地域において提供責任を負う者がいない状況を解消することと、その不採算地域の効率的なカバーに無線を積極的に活用することが必要となってございます。

このため、今回は、①最終保障提供責務として、提供者がいない地域で提供する責務を新設いたしまして、②その扱い手は申請をし、交付金を受ける事業者がいる地域においてはその事業者を扱い手とし、提供する事業者がいない地域ではN T T東日本・N T T西日本が最終的に担うことが適当としてございます。

そして、無線の活用を図るため、④品質低下の懸念が少ない不採算地域等に限り、モバイル網を活用した固定ブロードバンド、具体的には、利用者宅までのアクセス回線として無線を活用して利用者端末の位置情報を確認し、固定的な利用に制限するサービスですが、このサービスを新たにユニバーサルサービスに追加することが適当としてございます。

そのほか、③責務の扱い手に近隣の事業者が協力する義務や、⑤料金については、都市部以外で、都市部を上回る料金の設定を原則禁止することが適当としてございます。

続いて、4ページ目、電話のユニバーサルサービスの関係でございます。

固定電話につきましては、10年後の2035年頃にメタル回線設備が維持限界を迎える見込みとなってございます。ただ契約数につきましては、2030年でも730万、2035年でも500万となる見込みで、2035年にソフトランディングさせるためには、円滑な移行の促進が必要となってございます。

N T Tでは、エリア単位の計画的な移行は当面されないとのことなので、利用者の減少で収入は減る一方で、設備の維持コストは変わらず赤字が拡大する見込みでございます。この赤字は現在交付金で補填をし、一番号当たりで国民負担につながっております

ので、その肥大化を避けるためには、無線の活用など効率的な提供を図ることも必要となつてございます。

このため、今回は、①無線の活用を図るため、先ほどのブロードバンドと同様に、モバイル網による固定電話である「モバイル網固定電話」を新たにユニバーサルサービスに追加した上で、②これにより、NTTが独占的に提供していた電話のユニバーサルサービスの提供者に新たに携帯電話事業者も加わりますので、これによつて複数事業者が連携した全国カバーが可能となります。そのため、NTTの現在のあまねく提供責務、一社が全国をカバーする責務については、複数の事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務に緩和し、ブロードバンドと同水準にすることといたします。

③責務の担い手等についても、ブロードバンドと同じにいたしますが、既存利用者保護のためメタル固定電話の利用者が残る区域では、NTT東日本・NTT西日本の業務範囲の縮小を制限することとしております。

メタル回線の移行計画につきましては、④NTTは早急に策定し、総務省が検証することとし、そのほか、携帯電話自体をユニバーサルサービスにすることについても議論はありましたが、ビル陰に届かないなどの技術的課題もございますので、継続検討が適当としてございます。

続いて、5ページ目、公正競争確保の関係のうち、NTT東日本・NTT西日本の経営自由度の向上、業務範囲の関係でございます。

NTT東日本・NTT西日本の営業収益は、メタル固定電話契約数が減少する中で、20年前の約3分の2に減少している状況にございます。

25年ほど前、1999年のNTT再編当時は、固定電話には市内・市外・長距離などの距離別であったため、ラストワンマイルをほぼ独占するNTT東日本・NTT西日本には、本来業務として長距離通信は認めず県内通信に限定する「県域業務規制」が現在も課されている状況にございます。ただ、メタル固定電話は、先月、完全にIP網に移行しましたので、距離別の料金・サービスはなくなっている状況にございます。

また、本来業務以外の業務である「活用業務」の実施には、現在は事前届出が必要ですが、地域の課題に対して、NTT東日本・NTT西日本が子会社をつくることなく、ワンストップで提供できるような、柔軟な実施が要望されている状況にございます。

このような状況を踏まえまして、今回、経営自由度の向上を図る観点から、①本来業務の県域業務規制は撤廃すること。②活用業務については、事後検証に緩和すること。

③合併等により、事業を機動的に開始・拡大できるように、小規模な非電気通信事業者と合併する場合には認可の対象外とすることなどが適当としてございます。

また、この規制緩和に伴う弊害防止のため、NTT再編時等に設けられた各種の条件、例えば在籍出向の禁止等のうち必要なものは法定化することが適当としてございます。

続いて、6ページ目、インフラの関係でございます。

NTT東日本・NTT西日本の通信インフラは、光ファイバ、ルーター等の「電気通信設備」と電柱・管路などの「線路敷設基盤」の2つに大別される状況でございます。

このうちの電気通信設備については、譲渡等が認可であり、本来業務は自己設備で行う自己設置要件によって適切な設置・維持を図る仕組みがありますが、線路敷設基盤にはそのような規律がない状況にございます。

このため、取組の方向性の1つ目では、NTT東日本・NTT西日本の線路敷設基盤の譲渡については、認可制を導入することが適当としてございます。

また、上段枠囲いの2つ目ですが、市場支配的事業者であるNTT東日本・NTT西日本とNTTドコモには、グループ内会社の優遇等は現在禁止をしておりますが、この優遇禁止したグループ内の会社を合併等で吸収することで、この規制を潜脱することが懸念をされている状況にございます。

このため、取組の方向性の2つ目ですが、登録の更新制の仕組みで、これまででも大規模なグループ外の会社を合併等する場合には審査をしていましたが、今回、この審査の対象に、大規模なグループ内の会社との合併することも追加することが適当としてございます。

それから、上段枠囲い3つ目でございますが、現在、鉄塔等の貸出しを行うインフラシェアリング事業者は電気通信事業者ではないので、鉄塔等の設置に必要となる土地の使用等に係る権利である「公益事業特権」が受けられないという状況にございます。

このため、取組の方向性の3つ目では、インフラシェアリングの推進を図る観点から、インフラシェアリング事業者であっても、認定を受ければ、適正・公平な利用を確保した上で、公益事業特権の付与が適当としてございます。

さらに、電報事業については、現在利用が大幅に減少しておりますので、コストベースの料金設定の義務など、電気通信事業法における特別な規律を課すのではなくて、他の電報類似サービス同様に、信書便法で規律することが適当としてございます。

続いて、7ページ目、国際競争力強化の関係でございます。

我が国はICT分野のデジタル赤字について、過去10年で2倍以上に拡大をしております。海外依存が高まりますと、経済安全保障とか競争上も問題となりますので、AI社会を支えるデジタルインフラ需要が増大する中で、旺盛な海外需要を取り込むためには、官民による戦略的な取組が重要となってございます。

このため、今回、「技術で勝てても商売で勝てない」という問題意識の下、研究開発、国際標準化、社会実装・海外展開等を有機的に連携させた総合的な取組が必要であり、昨年4月の改正NTT法で、NTTの研究開発責務の廃止をしたことが、NTTの研究開発の自立性向上を図ることが趣旨だったことも踏まえまして、IOWN関係の取組の加速化を強く期待としてございます。

また、研究開発・国際標準化に関しては、総務省は出口を見据えて、覚悟を持って取り組む民間事業者の後押しをし、NICTの機能強化策等に関する戦略的な検討が必要であること。そして、海外展開については、従来よりも大規模なプロジェクト支援を行い得る環境の整備やJICTによるリスクマネーの供給強化など、官民を挙げた取組が重要としてございます。

それから、8ページ目、経済安全保障、特に外資規制の関係でございます。

まず、現行制度から説明をいたしますと、通信分野には外資規制が2種類ございます。1つは外為法の個別投資審査、もう一つがNTT法の外資総量規制でございます。

通信事業者は一般には外為法の個別投資審査のみが課され、1%以上の株式取得を事前届出で審査しております。ただ、「※」にございますように、10%未満であれば一定の基準、例えば役員に就任しないといった基準の遵守を前提に、事後報告で可能とする事後届出の免除制度が設けられている状況でございます。

そして、NTTには、この外為法に加えまして、NTT法で外資比率が3分の1以上となることを禁止する外資総量規制が課されております。

NTTからは、この外資総量規制は「世界的に撤廃が潮流」、「受け入れるべき投資も制限」等から廃止し、個別投資審査を強化すべきとの意見が示されておりますが、外為法の個別投資審査については、財務省が経済安全保障上のリスクが低いと認められない外国投資家について、先ほどの事前届出免除制度の利用対象外とする方向での見直しを検討しているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、今回は、NTT法の外資総量規制は、NTTの通信インフラの公共的役割、3分の1の閾値を超えても配当目的の取得は可能、外為法は日

本在住の外国人は審査対象外でありNTT法の代替は困難、この3点から維持することが適當とした上で、遵守状況等を定期的に確認する制度の導入が適當としてございます。また、個別投資審査の強化については、財務省が現在検討中でございますので、それを踏まえつつ、継続検討が適當としてございます。

最後、9ページ目、NTTに関する規律の担保措置等でございます。

担保措置の関係については、昨年4月のNTT法改正で、外国人役員規制の緩和、役員選解任の認可の緩和などを既に行つたところでございます。現在、NTT法においては政府の株式保有義務のほか、定款変更、合併や事業計画の認可、財務諸表の提出義務などが設けられている状況でございますが、今回の見直し後もNTTの目的業務に基本的に変更はないため、担保措置の必要性も基本的に変わりはないことを基本的なスタンスとした上で、政府の株式保有義務については、NTTの経営の安定等を確保するため維持することが適當、定款変更、合併等あるいは事業計画の認可については、組織運営に関する重要事項であるため、維持が適當としてございます。

なお、合併等認可については、公正競争の確保の項目でも説明しましたが、一部緩和をしており、財務諸表の提出義務は公表資料が入手可能であるため、撤廃が適當としてございます。そして、法形式につきましては、引き続きNTT法に規定する案と、電気通信事業法に規定をし、結果としてNTT法を廃止する案の2つが考えられますが、総務省においてそれぞれの特徴等を踏まえ、必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式の検討が適當としてございます。

説明については、以上でございます。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、皆様から御質問、御意見等いただければ大変ありがたいと存じます。いかがでございましょうか。

ただいま御説明いただきましたように、この観点は通信網、また通信プラットフォームが人間の生活及び価値創造を含めて非常に大きなプラットフォームになってきてしまったという観点で考えますと、そのプラットフォームをいかに適正にオペレーションをし、かつ発展をさせていくか、日本にとって大変重要な点についての御議論をいただいたと理解をしてございます。

その意味で、これから我々がいろいろな観点で、先ほど申し上げた人口減少も含めて考えたときに、より高い価値創造力を持つためには、先ほどから御指摘のAIやDXが

必要なのですが、それを使うにしても通信ネットワークというものが大量のデータ・情報を通し、かつ皆さんがお使いいただけるような環境をつくっておくことが非常に重要でございまして、それに関する答申を御検討いただいたということであろうかと思思います。何か御意見ございましたらいただけると幸いですが、いかがでしょうか。

内山委員、一言いただけますとありがとうございます。

○内山委員 この課題は、おそらく国内の通信市場の競争ある状態を維持することと、NTTの力強さを国際競争に向ける、NTTといえどGAFAMと競争しようとする相当厳しい競争は強いられると思いますので、多分その板挟みというか、その両方を成立させるというのは非常に苦労されたのだろうなと思って拝見しております。

その上で、NTTの力強さが国際競争に向かうようにとのことで、今回の政策の肝は一番どこにあるでしょうか、質問をさせてください。

○飯村事業政策課長 御質問ありがとうございます。

NTTの国際競争力強化の観点においては、第一次答申におきまして、研究開発責務の廃止等に関する規制緩和を行いましたので、我々としては、そういった研究開発の自立性を高めて、しっかりと国際競争力を高めていくための研究へとしっかりとやっていただきたいというメッセージでもあると思っています。そういう状況を注視しながら、必要な支援については行ってまいりたいと考えております。

○内山委員 ありがとうございます。本当に日本にとって、NTTとトヨタは本当にツートップのような企業なので、ぜひそのように強い競争力を持っていただくことを期待したいと思います。

以上でございます。

○遠藤会長 ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。

長谷山委員、お願いいいたします。

○長谷山委員 資料52-3-1 4ページですが、メタル回線設備は2035年頃に維持限界の見込みであることを、理解します。2030年には730万と言う相当数が残存するとありますが、利用者は減少するので、最終的に終了していくと理解して良いでしょうか。

私が心配しており、質問したいのは、その過渡期において、アナログ放送の終了時と同様に維持するシステムが多様であれば、サービスを提供する者の負担が大きくなる一方で、終了の過程においてユーザーに何らかの負担や不利益、不便などは起こるのか、

起こるとして、それは許容の範囲内なのかということをお聞きしたいと思います。

○飯村事業政策課長 御質問ありがとうございます。

昔からのメタル回線を使った固定電話においては、例えばFAXが使えるものもあつたりして、そのFAXの機能についても、代替サービスにおいて利用できるようにすべきかどうかとの議論はありました。例えば、そのFAXについては、ある程度今後はもういいだろうと考え、代替サービスについて移行していただくのであれば、不利益は起きないと思います。あるいは緊急通報においては、少し品質が変わる可能性もあり得るサービスが、特にモバイルの関係についてございますので、今、委員からご指摘があつたように、移行する際に利用者の方が不便を感じたり、不利益にならないように技術基準も含めて検討した上で、なるべく移行先のサービスを増やした形で、スムーズに移行するということを目指したいというふうに考えている状況にございます。

○長谷山委員 ありがとうございました。

○遠藤会長 ありがとうございました。

他よろしいでしょうか、ウェブからもございませんか。

ありがとうございます。まだまだたくさんの御意見あるかと存じますが、時間もございますので、この辺で審議を終了させていただきたいと存じます。

定足数も満たしてございますので、本件につきましては資料52-3-3のとおり、最終答申とすることとしてはいかがと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議の申出なし)

○遠藤会長 ありがとうございます。

それでは、チャットの申出もないようでございますので、本案を最終答申とすることとさせていただきたいと存じます。

それでは、本日の答申につきまして、私からもコメントを述べさせていただきたいと存じます。

本日の答申につきまして、まずは岡田部会長、それから大橋部会長代理をはじめ、委員の皆様方におかれましては、大変精力的に御検討いただきましたことを心より感謝申し上げたいと存じます。

情報通信の市場環境は急速な技術革新により大きく変化してございます。時代に即した通信政策の在り方につきまして、不断の見直しを行っていくことが必要であると認識をしてございます。

本日の最終答申におきまして、昨年2月に提言した第一次答申において、「今後更に検討を深めていくべき事項」として整理をされた事項について、主に委員会の下で開催をされました3つのワーキンググループ等におきまして、具体的な検討を進めていただいた結果、各論点に対する今後の取組の方向性について、具体的な内容を示した点が大変意義深いものと考えてございます。

特にユニバーサルサービスについては、モバイル網を活用したサービスをユニバーサルサービスに追加するとともに、電話とブロードバンドの双方に最終保障提供責務を新設することなどを提言してございます。先ほども御指摘ございましたけども、あまねく全国で通信サービスを利用できる環境を整備することが非常に重要であると考えてございます。

本答申に基づき最終保障提供責務、これを担う事業者によって、今後も日本全国の利用者が公平かつ安定的に、電話・ブロードバンドサービスの提供を受けられることを期待したいと思います。

また、公正競争の確保の在り方につきましても、NTT東日本・NTT西日本の業務範囲規制の緩和や線路敷設基盤の譲渡等の認可制の導入などを提言してございますが、このような時代に即した規制の見直しがされることで、電気通信事業における公正な競争が促進されるとともに、我が国の通信全体を支える基幹的なインフラである線路敷設基盤等の適切な設置、さらには維持が確保されるものと期待してございます。

そのほかにも様々な提言をしてございますけれども、総務省におかれましては、本答申の最後にまとめた、「今後総務省において実施すべき事項」を中心に速やかな制度整備等を進めるとともに、今後の国際競争力の強化に向けた官民連携、それと経済安全保障の確保に関する継続的な検討が進められることを大いに期待をさせていただきたいと存じます。

私からは以上でございます。

それでは、答申書をお渡ししたいと思うので、阿達総務副大臣がお見えになるのを少々お待ちしたいと思います。

(報道関係者入室)

(阿達総務副大臣入室)

○遠藤会長 それでは、ただいまより答申書をお渡ししたいと思います。

答申書、令和5年8月28日付け諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政策

の在り方」については、審議の結果、別添のとおり答申をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(答申書手交)

○田邊情報通信政策課長 それでは、遠藤会長と阿達副大臣は御着席ください。

○遠藤会長 それでは、ただいまの答申に対しまして、阿達総務副大臣より御発言がございますので、副大臣、よろしくお願ひいたします。

○阿達総務副大臣 皆様には日頃より情報通信行政に格段の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま答申いただいた、諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」については、遠藤会長をはじめ、委員の皆様の活発な御審議を経て取りまとめていただきました。

本日の答申では、ユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障、国際競争力、NTTに関する担保措置等の在り方といった多岐にわたる論点について、時代に即した見直しを図る観点から、今後の取組の方向性を提言いただきました。

情報通信インフラは国民生活に欠くことができず、社会経済活動の基盤となるものであるため、通信政策の在り方は、技術革新や市場環境の変化を踏まえ、不断の見直しを行っていくことが必要になっております。特にDXやAIの進展に伴い、情報通信に求められる役割が一層高まるとともに、災害やサイバーセキュリティ等への対応も喫緊の課題となる中、今回御提言いただいた内容を速やかに実行に移すことが重要と考えております。総務省としては、今国会への関連法案の提出をはじめ、必要な対応を迅速に行ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、引き続き情報通信行政への一層の御指導と御協力を願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

○田邊情報通信政策課長 報道関係者の方の取材はここまでとなりますので、御退室をよろしくお願ひいたします。

(報道関係者退室)

○遠藤会長 阿達総務副大臣、大変ありがとうございました。

阿達総務副大臣におかれましては御公務のため、ここで退席をされます。ありがとうございました。

○阿達総務副大臣 どうもありがとうございました。

(阿達総務副大臣退室)

○遠藤会長 皆様、御協力大変ありがとうございました。

(3) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

○遠藤会長 それでは続きまして、報告案件に移りたいと存じます。情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、事務局からお話をいただきたいと思います。

○田邊情報通信政策課長 情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について、資料52-4に基づきまして、御説明をさせていただきます。

本件は、情報通信審議会議事規則第10条第6項及び第11条第11項に基づき、前回開催されました第51回総会以降の情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について御報告申し上げるものでございます。

情報通信技術分科会は4回会合を開催し、9件の答申をいただいております。

部会につきましては、情報通信政策部会は開催なし。電気通信事業政策部会は4回会合を開催し、2件の答申、郵政政策部会は1回会合を開催し、1件の答申をいただいております。

説明以上でございます。

○遠藤会長 ありがとうございました。

報告について何か御意見、御質問等ございましたらお受けしたいと存じます。また、ウェブ参加の方はチャット機能でお申込みをいただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。

閉 会

○遠藤会長 チャット等でも申込みがないようでございますので、以上で本日の議事を終了させていただきたいと存じます。

委員の皆様方から何かございますか。事務局から何かございますか。

それでは、本日の会議を終了させていただきたいと存じます。

次回の日程につきましては、別途調整をさせていただき、事務局から御連絡をさせて
いただくこととなります。

以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。